

働き方改革を展望する 2022秋

～中小企業の実践事例とこれからの課題～

# 環境整備と意識改革両輪に

基調講演

主催者挨拶

働き方改革関連法の施行から3年半、当初は猶予されていた中小企業にも適用が広がっている。全国社会保険労務士会連合会が9月にオンラインで開催した「働き方改革を展望する 2022秋」では、中小企業や小規模事業者での働き方改革に着目。実際に改革に取り組んだ企業経営者や、それをサポートした社会保険労務士（社労士）らが登壇し、現場の実践事例を交えながら、働き方改革の意義や取り組み方のコツなどを話し合った。



**岡崎淳一 氏**  
元厚生労働審議官  
日本大学法学部客員教授  
産業雇用安定センター理事長



**大野 実 会長**  
全国社会保険労務士会連合会

## 法改正の効果徐々に

アベノミクスの第2ステージで打ち出された新3本の矢。その達成には、日本社会における働き方の改革が不可欠である——。こうした認識から2016年9月に働き方改革実現会議が設置され、翌年3月に実行計画では「長時間労働の是正」「同労働同一賃金」「柔軟で働きやすい雇用環境」「女性・若者の活躍」などがうたわれている。

長時間労働のは正では、法的上限導入、労働基準法改正によって、時間外労働の上限を月45時間、年360時間までとした。特別条項として例外は認められるが、その適用には具体的な理由の提示が必要だ。

一方、業務の特殊性から自動車運転業務や建設事業などでは規制が猶予される。この両輪が機能することで、働きやすいう社会の実現を期待する。

また、年次有給休暇取得率も以前は50%を割っていたが、ここ数年徐々に向上了昇している。

さらに、働き方改革の実現には、法規制との順守だけでなく、仕事に対する意識変革が必要だ。この両輪が機能することで、働きやすいう社会の実現を期待する。

## パネルディスカッション

働き方改革にいち早く取り組み、大きな成果を上げている中小企業がある。広島県の大津建設と奈良県の奈良県合同陸運だ。パネリストは、大津建設には両社の社長と、改革をサポートした社労士の2人が登壇した。

冒頭、モデレーターの今野氏が改革の具体的内容を紹介しおどろいた二人の社長を求めた。

大津建設は1960年の創業以来、地域に根ざし、建設業を営んできた。しかし、多くの企業同様、人手不足が深刻化。人材の採用と定着を目指し、労働環境の整備に乗り出したという。

改革の3本柱は「労働時間削減」と「労働条件改善」「ICT（情報通信技術）施工技術の導入」「多能工化」である。労務関連だけではなく、ICT化や多能工化への取り組みも合わせて働き方改革を推進し、ハローワークから人材の紹介を受けたところが大きかった。

熊本氏は多能工化による複数の業務の経験が「仕事が面白くなり、やる気を向上させる」と語る。また、多能化によって社員の仕事の融通を可能にすれば、社員が休暇を取りやすくなる。

大津建設は、外国人技能实习生の同労働同一賃金化も進めた。

同時に社であれば賃金は一律で

あつた制度を改め、人事考課によ

る昇給を行った。

安岡氏がアドバイスしたのはIT（情報技術）機器の利活用だ。

「スマートフォンを使い、誰でも簡単に勤怠や退勤時刻を入力できるシステムを勧めた」（安岡氏）。勤怠管理から給与までのシステム連携は、事務作業を大幅に削減でき、生産性を大きく向上させた。

2社の事例を受け、今野氏が勧

められた。

相談のうえ、最初に手をつけたのが労働時間管理だ。運送業（自動車運輸業務）は、法による時間外労働の上限規制の適用が2024年3月まで猶予されている。しかし、現状に危機感を持つ奥田氏は前倒ししてこれに取り組んだ。

変形労働時間制を見直した他、クラウド型の勤怠管理システムを導入、労働時間の正確かつリアルタイムな把握を可能にした。

給与体系もこれに連動させた。

業界で一般的な手当中心の給与体系から、基本給と時間外手当中心に見直した。結果、安全を第一とすべき会社の方針がさらに徹底された。

安岡氏がアドバイスしたのはIT（情報技術）機器の利活用だ。

「スマートフォンを使い、誰でも簡単に勤怠や退勤時刻を入力できるシステムを勧めた」（安岡氏）。勤怠管理から給与までのシステム連携は、事務作業を大幅に削減でき、生産性を大きく向上させた。

2社の事例を受け、今野氏が勧

められた。

学習院大学名誉教授

熊本氏はこれを提案した社労士の久保氏は、「実習生は有期雇用であり、同労働同一賃金の対象になる」と説明した。現場責任者が立ち上がり、「どういう社労士を選び、社労士はどういう職責があるべきなのか、今はまだ運営者について事前に勉強しておらず、信頼が置けた」（奥田氏）。一方、熊本氏は相談前に「会社の困りごとを明確にしておこなうことが大切」だ。

一方、55年創業の奈良県合同陸運は、奈良県を起点に主に関東圏へ。久保氏は、「実習生は有期雇用であり、同労働同一賃金の対象になる」と説明した。現場責任者が立ち上がり、「どういう社労士を選び、社労士はどういう職責があるべきなのか、今はまだ運営者について事前に勉強しておらず、信頼が置けた」（奥田氏）。一方、熊本氏は相談前に「会社の困りごとを明確にしておこなうことが大切」だ。

主催：



全国社会保険労務士会連合会

JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/consultation>



アーカイブ映像配信中

日経チャンネル 検索

